

# 事業系ごみの分け方・出し方

区分	品目	例	注意事項		
受入可	一般廃棄物	食品残渣 (※1)	飲食店での食べ残しや調理残渣、食品店での売れ残り、事務所の茶殻など	※1 食品製造業から出る食品残渣は産業廃棄物となります。	
		古布 (※2)	ウエス、制服、作業着、装飾などに使用した布など	※2 繊維工業から発生する繊維くずや PCB 及び工場の油がしみこんだものは産業廃棄物となります。	
		木くず (※3)	剪定枝、木製家具、割り箸など	※3 木製パレットとリース業、木材業、木製品製造業、建設業から出る木くずは産業廃棄物となります。 ・剪定枝等は、直径10cm長さ2m以上のものは受け入れできません。	
		その他	使用済みのティッシュ、リサイクルできない紙(※4)、草など	※4 紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業、建設業から出る紙くずは、産業廃棄物となります。汚れてリサイクルできないものであってもクリーンセンターへは搬入できません。	
受入不可	産業廃棄物	古紙	段ボール、コピー紙、チラシ、新聞、雑誌、紙パック、紙箱、その他紙製品など	・資源化可能な古紙は、クリーンセンターへ搬入できません。古紙のリサイクル業者へ搬入してください。 ・機密文書も、機密を保持したままりサイクルできる業者があります。	
		廃プラスチック類	プラスチック製容器包装	弁当の容器、ペットボトル、発泡スチロール等緩衝材、ビニール袋、菓子等の容器包装など	・あらゆるプラスチックは、産業廃棄物となります。プラマークやペットマークなどのリサイクルマークがついたものであっても、事業活動に伴って排出されるものは全て産業廃棄物となります。 ・できる限りリサイクルに努めてください。
			プラスチック製品	ボールペンなど事務用品、プラスチックケース、その他プラスチック製品	
			その他	梱包用プラスチックベルト、ブルーシート、ビニールシートなど	
		金属	鉄くず	空き缶（スチール缶）、はさみ等スチール製事務用品、スチールロッカー、スチール机、フライパンなど	・できる限りリサイクルに努めてください ・くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類は、産業廃棄物であっても、専門に取り扱っている既存の回収業者（資源回収業）に出すことも可能です。その他のガラスくず等は、産業廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください。
			非鉄金属くず	空き缶（アルミ缶）、アルミ鍋、アルミサッシなど	
		ガラス・陶磁器など	ガラス	空きびん、コップ、板ガラス、蛍光管、電球など	・できる限りリサイクルに努めてください。 ※5 事業所で使用している家庭用機器の家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵・冷凍庫洗濯機・衣類乾燥機）は家電リサイクル法の対象になります。適正に処理して下さい。
			陶磁器	湯呑み、急須、茶碗など	
その他	ブロック、レンガなど				
廃油	食用油、ラード、機械油、エンジンオイルなど				
その他	乾電池、※5 家電品、プラスチックや金属との複合品、建築廃材など				

● 産業廃棄物についてのお問合せ先

西三河県民事務所廃棄物対策課 0564-23-1211（代表） 愛知県産業資源循環協会 TEL 052-332-0346